

# 令和 7 年度事業報告

## I. 会議関係

### 1. 理事会

#### (1) 第39回理事会

開催日時 令和7年6月5日（木）午後1時30分～午後2時40分

開催場所 公益財団法人給水工事技術振興財団 会議室（オンライン併用）

#### ア) 開 会

事務局の司会により開会し、岡澤理事長、国土交通省水管理・国土保全局水道事業課筒井課長及び環境省水・大気環境局環境管理課水道水質・衛生管理室柳田室長から挨拶があった。

#### イ) 会議の成立

事務局から理事出席者が次のとおり過半数に達しており、定款第41条の規定により会議が成立している旨の報告があった。

（理事現在数14名、出席理事数12名）

#### ウ) 議事録署名人

議長である岡澤理事長と、飯嶋監事及び内藤監事を署名人とした。

#### エ) 議 事

##### [議 決 事 項]

##### ① 第1号議案 令和6年度事業報告（案）について

議長は、各理事に意見を求めたところ、特に意見はなく、第1号議案は、原案のとおり決議した。

##### ② 第2号議案 令和6年度計算書類等（案）について

原案のとおり決議した。

##### ③ 第3号議案 第30回評議員会の招集（案）について

原案のとおり決議した。

##### [報 告 事 項]

##### ① 理事及び監事の選任（案）及び評議員の選任（案）について

事務局より、理事及び監事の選任（案）について、尾原正史理事からの辞任の申し出に伴い、第30回評議員会において選任を諮る予定の理事候補者1名の紹介があり、任期については、令和7年6月23日から令和8年

定時評議員会終結時までになると報告があった。

理事

田 中 尚 大阪市水道局理事

次に、評議員の選任(案)についても、小田祐士評議員、鈴木雅彦評議員、住友寛明評議員、間山一典評議員、鬼村和人評議員の辞任の申し出に伴い、第30回評議員会において選任を諮る予定の評議員候補者5名の推薦があり、任期については、令和7年6月23日から令和10年の定時評議員会終結時までになると報告があった。

評議員

北 村 政 夫 全国簡易水道協議会会長

江 夏 輝 行 横浜市水道局担当理事 水道技術管理者

堀 内 靖 康 札幌市水道局給水部長

間 山一典評議員の後任は公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会の次回総会で決定予定

松 岡 俊 典 広島市水道局技術部維持担当部長

## ② 職務の執行状況について

事務局より、令和7年2月6日から令和7年6月5日までの理事長及び専務理事の職務の執行状況について報告があった。

## (2) 第40回理事会

開催日時 令和8年2月5日(木) 午後2時00分～午後3時05分

開催場所 公益財団法人給水工事技術振興財団 会議室(オンライン併用)

### ア) 開 会

事務局の司会により開会し、岡澤理事長から挨拶があった。

### イ) 会議の成立

事務局から理事出席者が次のとおり過半数に達しており、定款第41条の規定により会議が成立している旨の報告があった。

(理事現在数14名、出席理事数12名)

### ウ) 議事録署名人

議長である岡澤理事長と、飯嶋監事及び内藤監事を署名人とした。

### エ) 議 事

[議 決 事 項]

① 第1号議案 令和8年度事業計画（案）について

議長は、各理事に意見又は質問を求めたところ、水道法に基づく給水装置工事事業者の指定更新に際して、主任技術者の研修受講状況及び配管技能者の配置状況の確認の厳格化に対する財団の見解、財団の給水装置工事のデジタル化・効率化調査と既に事業体で導入されているデジタルシステムとの関係について質問があり、事務局から説明を行った後、第1号議案は、原案のとおり決議された。

② 第2号議案 令和8年度正味財産増減予算書（案）について

原案のとおり決議した。

③ 第3号議案 第31回評議員会の招集（案）について

原案のとおり決議した。

④ 第4号議案 特定費用準備資金等取扱規程（案）について

原案のとおり決議した。

[報告事項]

① 理事及び監事の選任（案）及び評議員の選任（案）について

事務局から理事の選任（案）について、第31回評議員会において選任を諮る予定の理事候補者の紹介があり、任期については、令和8年の定時評議員会終結時までになると報告があった。

理事

安 藤 茂 公益財団法人水道技術研究センター理事長

次に、評議員の選任（案）について、安藤茂評議員の辞任の申し出により、第31回評議員会において評議員を辞任すると報告があった。

② 職務の執行状況について

事務局から、令和7年6月6日から令和8年2月5日までの理事長及び専務理事の職務の執行状況について報告があった。

[その他]

議長は、各理事に財団の運営について意見又は質問を求めたところ、水道事業が様々な課題に直面している中で、財団の普及啓発事業において国民の水道に関する理解を促進する方策を検討することを要望する旨の意見があった。

2. 評 議 員 会

(1) 第30回評議員会

開催日時 令和7年6月23日（月）午後1時30分～午後2時30分

開催場所 公益財団法人給水工事技術振興財団 会議室（オンライン併用）

ア) 開 会

事務局の司会により開会し、岡澤理事長から挨拶があった。

イ) 会議の成立

事務局から、次のとおり評議員の出席が過半数に達しており、会議が成立している旨の報告があった。

（評議員現在数25名、出席評議員数24名）

ウ) 議事録署名人

議長である古米評議員と、久我評議員及び森岡評議員を署名人とした。

エ) 議 事

[議 決 事 項]

① 第1号議案 令和6年度事業報告（案）について

議長は、各評議員に意見を求めたところ、給水装置工事配管技能検定会における外国籍の方の受験者数等及び給水装置工事におけるデジタル化・効率化に向けた検討の公表について質問があり、事務局から説明を行った後、第1号議案は、原案のとおり決議した。

② 第2号議案 令和6年度計算書類等（案）について

原案のとおり決議した。

③ 第3号議案 理事及び監事の選任（案）及び評議員の選任（案）について

事務局から理事の選任（案）について、尾原正史理事の辞任に伴う後任の理事の選任について説明後、評議員の選任（案）について、小田祐士評議員、鈴木雅彦評議員、住友寛明評議員、間山一典評議員、鬼村和人評議員の辞任に伴う後任の選任（案）について説明を行った。最初に、理事候補者について提出資料に基づき審議をした後、決議を取り原案のとおり令和7年6月23日付けで、次の者を選任した。なお、任期については、定款第31条第2項の規定により、補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までであり、令和8年定時評議員会終結時までになると説明があった。

理事

田 中 尚 大阪市水道局理事

次に、評議員候補者について提出資料に基づき審議をした後、決議を取り原案のとおり令和7年6月23日付けで、次の者を選任した。なお、任期につい

ては、定款第15条第2項の規定により、補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の満了する時までであり、令和10年定時評議員会終結時までになると説明があった。

#### 評議員

|         |                         |
|---------|-------------------------|
| 北 村 政 夫 | 全国簡易水道協議会会長             |
| 江 夏 輝 行 | 横浜市水道局担当理事 水道技術管理者      |
| 堀 内 靖 康 | 札幌市水道局給水部長              |
| 中 西 新 二 | 公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会会長 |
| 松 岡 俊 典 | 広島市水道局技術部維持担当部長         |

### (2) 第31回評議員会

開催日時 令和8年3月4日（火）午後2時00分～午後3時10分

開催場所 公益財団法人給水工事技術振興財団 会議室（オンライン併用）

#### ア) 開 会

事務局の司会により開会し、岡澤理事長から挨拶があった。

#### イ) 会議の成立

事務局から、次のとおり評議員の出席が過半数に達しており、会議が成立している旨の報告があった。

（評議員現在数25名、出席評議員数19名）

#### ウ) 議事録署名人

議長である古米評議員と、高原豊明評議員及び馬場博嗣評議員を署名人とした。

#### エ) 議 事

##### [議 決 事 項]

##### ① 第1号議案 令和8年度事業計画（案）について

原案のとおり決議した。

##### ② 第2号議案 令和8年度正味財産増減予算書（案）について

説明終了後、議長は、各評議員に意見を求めたところ、給与手当の増加、eラーニング収入の増加と図書売上の減少について質問があり、事務局から説明を行った後、原案のとおり決議した。

##### ③ 第3号議案 理事の選任（案）及び評議員の選任（案）について

事務局から安藤 茂氏が評議員会を辞任して、新たに理事に選任（案）について説明を行った。理事候補者について提出資料に基づき審議をした後、決議を取り原案のとおり令和 8 年 3 月 4 日付けで、次の者を選任した。なお、任期については、定款第 3 1 条第 2 項の規定により、令和 8 年定時評議員会終結の時までになると説明があった。

#### 理事

安 藤 茂 公益財団法人水道技術研究センター理事長

- ④ 第 4 号議案 定款の一部変更（案）及び役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程の一部改正（案）について  
原案のとおり決議した。

#### [報 告 事 項]

特定費用準備資金等取扱規程について

事務局から、第 4 0 回理事会での議決を経て、特定費用準備資金等取扱規程について報告があった。

#### [その他]

議長は、財団運営等について、意見、質問を求めたところ、給水工事従事者の人手不足の問題について議論され、主任技術者、検定会合格者等の年齢構成データの提供要請があり、検討することになった。また、外国人労働者向けの給水工事関係資料の作成の必要性、検定会の未開催地域と主任技術者試験受験者の喫煙問題について質問があり、事務局から説明を行った。

### 3. 監 事 会

#### (1) 第 1 9 回監事会

開催日時 令和 7 年 5 月 2 1 日（火）午後 1 時 0 0 分～午後 2 時 3 0 分

開催場所 公益財団法人給水工事技術振興財団 会議室

#### [議 題]

ア) 令和 6 年度事業報告（案）について

イ) 令和 6 年度計算書類等（案）について

令和 6 年度事業報告（案）及び令和 6 年度計算書類等（案）について監査を行った。

## II. 事業關係

1 給水装置工事主任技術者国家試験実施事業

(1) 令和7年度給水装置工事主任技術者試験

水道法第25条の12に基づく給水装置工事主任技術者試験の指定試験機関として、同試験の実施に関する事務を以下のとおり実施した。

ア) 給水装置工事主任技術者試験委員会、同幹事委員会、同選定委員会

試験問題の作成及び合否判定等、給水装置工事主任技術者免状の交付を受ける者として必要な知識を有するかどうかの判定について審議するため、試験委員会を開催した。

また、大規模な風水害や地震等により一部の地区で試験が実施できなくなった事態に備えて、同じ年度に再試験ができるよう、再試験問題を作成している。ただし、実際に再試験が実施されるのは稀であり、一旦作成した再試験問題も時代の変遷とともに問題として適さなくなるおそれがあるため、作成した再試験問題の一部を本試験に活用し、新たに作成した再試験問題を幹事委員会にて審査し、順次更新した。

## 試験委員会等の実施状況

- |   |            |    |    |           |
|---|------------|----|----|-----------|
| ① | 試験委員会（第1回） | 令和 | 7年 | 5月15日（木）  |
|   | （第2回）      |    | 〃  | 11月14日（金） |
| ② | 幹事委員会（第1回） |    | 〃  | 7月1日（火）   |
|   | （第2回）      |    | 〃  | 7月11日（金）  |
|   | （第3回）      |    | 〃  | 7月24日（木）  |
|   | （第4回）      |    | 〃  | 11月27日（木） |
|   | （第5回）      |    | 〃  | 12月11日（木） |

- ③ 選定委員会 令和 7年 7月30日(水)及び31日(木)

## イ) 試験の実施状況

令和7年度における受験票交付数は、令和6年度より若干増加し、前年度比102.0%となった。

## 試験の実施状況

① 試験日 令和7年10月26日(日)

② 試験地 全国8地区(10試験会場)

[北海道、東北、関東(3試験会場)、中部、関西、中国四国、九州、  
沖縄]

③ 交付受験票数 14,839名(前年度実績 14,550名)

④ 受験者数 12,826名(前年度実績 12,629名)

受験率 86.4%(前年度実績 86.8%)

⑤ 合格者数 4,463名(前年度実績 4,407名)

合格率 34.8%(前年度実績 34.9%)

⑥ 試験監督員数 551名(前年度実績 515名)

⑦ 合格発表日時 令和7年11月28日(金)午前10時より

[参考資料 1～2頁参照]

#### <<経費節減等>>

試験会場については、早い時期から候補会場の管理者と協議を行い会場の確保に努めたことにより、東北、関東2会場、中部、関西、中国四国、九州地区においては、比較的安価な大学の会場で試験を実施することができた。

試験運営については、令和6年度に引き続き見積り合わせにより運営委託事業者を決定した。一方、令和7年度においては、会場の規模や立地条件などを考慮し、3会場を財団職員のみによる直営運営とした。

試験受付事務の電子化については、受験手数料の納入方法として、引き続き従来の郵便振替に加えてインターネットを介したクレジットカード決済により、受験者の利便性向上を図った。

また、受験申請受付事務の効率化に向け、受験手数料の二重払いを防止するため、入金済の申込者に対して、再度の申し込みを防止する機能や受験手数料をクレジットカードによる決済済みで、申請書類が未提出の申込者に対して、書類提出を促すメールを自動送信する機能の追加など、受験申請書類作成システムの改修を行った。

#### <<喫煙防止対策・無断駐車対策>>

令和7年度においても、全試験会場及び周辺地域における喫煙防止対策として、受験票に全面禁煙を明記するとともに、必要な警備員を配置し喫煙者に対して注意を

また、会場周辺地域での無断駐車対策として、受験票に車での来場禁止及び無断駐車  
の禁止を明記するとともに、必要な警備員を配置し注意を促すなどの対策を行っ  
たことから、周辺地域から大きな苦情はなかった。

給水装置工事主任技術者免状発行業務は、国土交通省による一般競争入札案件となっており、令和7年度についても免状発行業務を受託し、次の通り免状を交付した。

-9-

・受講申込者数 1, 162名 (前年度実績 775名)

[参考資料 3～5頁参照]

## (2) 給水装置工事主任技術者証発行事業

給水装置工事主任技術者の希望に応じて、携帯用顔写真入りの主任技術者証を有償で発行した。主任技術者証の有効期間を5年とし、試験合格から5年未満であること、財団の実施するeラーニング研修又は現地研修会を修了していることを条件として発行している。

令和7年度の主任技術者証の発行数は次の通りであった。

○主任技術者証発行数 6, 202名 (前年度実績 4, 148名)

## 3. 給水装置工事配管技能者養成事業

### (1) 給水装置工事配管技能検定会事業

水道法施行規則第36条第2号において、配水管から分岐して給水管を設ける工事などを行う場合は、「適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させること」と規定されている。

また、令和元年10月1日に施行された改正水道法により導入された、指定給水装置工事事業者の5年の更新制度において、水道事業者は、その指定更新にあたっては、給水装置工事における「技能を有する者」の配置状況及びその資格について確認することになった。

こうした「技能を有する者」の育成を目的として、日水協及び全管連の後援をいただき、令和7年度は全国27都道府県で開催した。

### ア) 給水装置工事配管技能検定会

受検申込者数合計 1, 163名 (前年度実績 1, 164名)

なお、令和7年度給水装置工事配管技能検定会の合格者982名全員に「給水装置工事配管技能者証」を発行した。

#### ① 全国標準検定

・開催地 1都1道1府24県 (前年度実績 1道2府22県)

・開催回数 29回 (前年度実績 27回)

・受検申込者数 1, 163名 (前年度実績 1, 164名)

(給水管接合等の実技免除で分岐穿孔のみの受検申込者 1 2 4 名を含む)

[参考資料 6～7 頁参照]

イ) 給水装置工事配管技能者証の発行事業

・給水装置工事配管技能者証の合計発行者数

3, 8 8 6 名 (前年度実績 4, 0 6 5 名)

(新規 3 6 名、更新 3, 7 4 5 名、再発行 1 0 5 名)

3, 8 8 6 名の内訳は、次のとおりである。

① 給水装置工事配管技能検定合格者 (合格者)

既に検定に合格している有資格者からの「給水装置工事配管技能者証」の新規発行 (平成 2 8 年度以前の合格者)、有効期限満了による更新又は再発行の希望に応じて、同技能者証を有償発行した。

・配管技能者証発行数 3, 3 9 4 名 (前年度実績 3, 4 5 3 名)

(新規 2 8 名、更新 3, 2 7 7 名、再発行 8 9 名)

② 給水装置配管技能資格者 (認定者)

水道事業者等が付与した資格であって、給水装置工事配管技能者認定協議会 (平成 2 5 年 3 月に解散、その後の事務は当財団が引き継ぐ) が認定した資格に該当する有資格者からの「給水装置工事配管技能者証」の新規発行、有効期限満了による更新又は再発行の希望に応じて、同技能者証を有償発行した。

・配管技能者証発行数 4 9 2 名 (前年度実績 6 1 2 名)

(新規 8 名、更新 4 6 8 名、再発行 1 6 名)

4. 給水装置工事に係る技術の開発、調査及び研究並びに普及啓発事業

(1) 調査事業

ア) 給水装置工事のデジタル化・効率化調査

現行の給水装置工事の申請手続きや施工管理等では、多くの煩雑な業務が求められている。そのため、業務の簡素化・迅速化や業務量の軽減を目指して、申請

手続き、施工管理や台帳作成作業等のデジタル化システムの構築に向けた調査を実施した。

令和7年度は、実務を担っている水道事業者や全管連に、給水装置工事の一連の業務プロセスごとに想定されるデジタル化システムの機能等に関する意見を聴取するとともに、この結果に基づくデジタル化システムの実現性などに関する勉強会を開催した。

#### イ) 給水装置工事申請書の標準様式の検討業務（国土交通省から受託）

給水装置工事の申請様式は、各水道事業者がそれぞれ独自に定めていることから、給水装置工事事業者から申請書の標準化に関する要望がある。

このため、国土交通省では今後の水道経営の広域化を見据えた業務の標準化・効率化等の観点から給水装置工事の標準的な申請様式を検討することとし、国土交通省から当財団が受託して実施した。

この検討業務では、① 47 都道府県ごとに1つの水道事業者を選定して申請様式を調査、② 広域化等により様式を統一した5件の事例調査を行い、標準的な様式（案）を作成した。

この標準的な様式（案）については、水道事業者、全管連をメンバーとした意見聴取会を2回開催して議論を行ったうえで、標準的な様式（案）を確定した。また、標準的な様式を運用するにあたっての留意事項も併せて作成した。標準的な様式及び留意事項は、国土交通省のホームページで公表されている。

〔参考資料 8～11頁参照〕

## （2）普及啓発事業

### ア) 機関誌「きゅうすい工事」の発行事業

令和7年度は機関誌を年間2回発行した。

#### ① 機関誌編集委員会の開催

機関誌の編集及び編集方針について、審議を行った。

- ・第67回委員会 令和7年8月26日(火)

議 題 令和7・8年度委員長及び副委員長の選任について

令和8年冬季号の編集方針（案）について

令和8年夏季号の編集方針（素案）について

- ・第68回委員会 令和8年2月26日(木)

議 題 令和8年夏季号の編集方針（案）について

令和 9 年冬季号の編集方針（素案）について

② 機関誌発行部数 3,300 部/回（年 2 回）

機関誌発行月 令和 7 年 7 月、令和 8 年 1 月

〔参考資料 12 頁参照〕

#### イ) 給水装置工事に関する参考図書の発行事業

##### ① 給水装置工事技術指針2025

国の水道行政の移管等を内容とする令和 5 年の水道法の一部改正を始めとする制度改正や最近の給水装置とその工事技術の進展を反映させるため、5 年ぶりに給水装置工事技術指針を大幅に改訂して、令和 7 年 5 月より発行しており引き続き発行した。

また、給水装置工事主任技術者試験の受験者に対して限定割引を実施して、一層の普及促進に努めた。

〔参考資料 12～13 頁参照〕

#### ウ) 財団ホームページを活用した給水装置技術資料の普及事業

- ・「給水装置の事故事例に学ぶ」（令和 7 年 4 月掲載）
- ・「東日本大震災給水装置被害状況調査報告書」（令和 6 年 4 月掲載）
- ・「給水管分岐部に係る給水配管の耐震性評価報告書」（令和 4 年 3 月掲載）
- ・「給水用ポリエチレン管の経年劣化に関する調査検討報告書」  
(令和 4 年 3 月掲載)
- ・「事故事例に学ぶ II」（平成 30 年 12 月掲載）
- ・「熊本地震給水装置被害状況調査報告書」（平成 30 年 8 月掲載）
- ・「直結給水における逆流防止システム設置のガイドラインとその解説」  
(平成 29 年 6 月掲載)

#### エ) 給水装置普及啓発講演・発表

日本水道協会徳島県支部、日本水道協会山口県支部（下関市、山口市、下松市の 3 会場）、静岡県富士市・富士吉田市、福岡県南水道技術協議会が開催した指定給水装置工事事業者講習会において、給水装置に関する啓発講演を行った。

## 5. 財団業務のデジタル化

政府がデジタル社会の実現に向けて、迅速かつ重点的に実施すべき施策を明らかにしたことを受け、試験受付事務において、受験手数料の支払手段を従前の郵便振替に加えて、クレジットカードによるキャッシュレス決済を導入するために受験申請書類作成システムの改修を行い、受験者の利便性向上を図った。

また、財団の業務全体について、業務・手続きの簡素化、迅速化を図るため、財政状況を勘案しながら順次デジタル化を推進した。

## 6. SDGs（持続可能な開発目標）への取組

財団が行う給水装置工事技術者の養成と給水工事技術の開発・調査・研究という事業自体が、SDGsの目標のうち、目標6「水・衛生」、目標8「経済成長と雇用」、目標9「インフラ、産業化、イノベーション」、目標11「住み続けられる、インフラの基本をつくるまちづくり」、目標12「つくる責任、つかう責任」、目標17「パートナーシップで目標を達成しよう」などに貢献しうるものと考えられる。

また、目標7「エネルギー」、目標13「気候変動」などに関しては、財団及びその役職員が、それぞれの業務、生活に応じた環境保全活動に取り組むことを目的に、令和3年12月に「環境保全活動の推進に関する規程」及び「環境保全活動に関する指針」を制定し、財団内に「環境保全活動推進委員会」を設置して環境保全活動の推進に努めた。

なお、財団の事務所は、民間企業が所有・管理するビルの一角を借りており、財団が主体的に実施できる活動は限られているものの、事務所内及び共用部において、電力や紙類の節減など、可能な限りの環境保全活動を行うよう努めた。また、財団の事務所以外で行う試験、検定会、研修会等の業務においては、それぞれの会場管理者等と協議の上で、可能な環境保全活動に努めるとともに、それらの業務に伴う役職員の移動、宿泊等においても、環境保全に配慮した行動に努めた。さらに、役職員の日常生活においても可能な範囲で環境保全活動に努めた。

## 附属明細書

事業報告の内容を補足する重要な事項はありません。